

鹿島市建設工事等入札心得（電子入札）の一部改正に係る新旧対照表

新	旧
○ 「主任技術者及び監理技術者」（監理技術者等）について 監理技術者等は、建設業法及び契約約款に基づき、施工の技術上の管理をつかさどるために必要となり、工事 1 件の請負代金が <u>4,500</u> 万円（建築一式工事は <u>9,000</u> 万円）以上となる場合は工事現場ごとに専任の者である必要があります。 （略） 監理技術者は、下請け契約の請負代金の額の合計が <u>5,000</u> 万円（建築一式工事は <u>8,000</u> 万円）以上となる工事を下請施工させる場合（発注者から直接請け負った建設業者に限る。）において、主任技術者の代わりに必要となります。	○ 「主任技術者及び監理技術者」（監理技術者等）について 監理技術者等は、建設業法及び契約約款に基づき、施工の技術上の管理をつかさどるために必要となり、工事 1 件の請負代金が <u>4,000</u> 万円（建築一式工事は <u>8,000</u> 万円）以上となる場合は工事現場ごとに専任の者である必要があります。 （略） 監理技術者は、下請け契約の請負代金の額の合計が <u>4,500</u> 万円（建築一式工事は <u>7,000</u> 万円）以上となる工事を下請施工させる場合（発注者から直接請け負った建設業者に限る。）において、主任技術者の代わりに必要となります。